平成２２年（フ）第８５４号
大阪府大東市三住町11番44号
破産者　段野　和彦
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０８１号
大阪府池田市住吉１丁目13番23―606号、前住所大阪府池田市住吉２丁目11番９号
破産者　もっつ石橋店こと　松山　信哉
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６４号
大阪府東大阪市高井田本通７―３―９―601、住民票上の住所兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目16番９号
破産者　菊川　　功
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１９号
大阪府吹田市江坂町４丁目13番212号
破産者　名知　千尋
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６１号
大阪府東大阪市南四条町11番19号　クオリティ南四条102号、前住所大阪府東大阪市横小路町５丁目１番16―208号
破産者　大阪カーゴサービスこと　吉森　克彦
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２４号
大阪府豊中市桜の町６丁目７番21号
破産者　藤谷　　都
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３１号
大阪市天王寺区南河堀町１番16号　グランデール英Ⅱ303号室
破産者　お酒本舗こと　太田　　努
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１号
神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地522号棟1206号室
破産者　信田　照美
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６４号
大阪府大阪市天王寺区小宮町２番19号、開始決定時の住所兵庫県西宮市堤町２番45号、前住所兵庫県尼崎市長洲本通２丁目９番11号
破産者　南紀海鮮処すさみこと　羽座　　徹
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８０号
兵庫県西宮市甲子園口５―11―10　小西ハイツ南棟101号、住民票上の住所兵庫県西宮市柏堂西町２番27号
破産者　松岡　尚美
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９号
福岡県大川市大字下青木408番地２
破産者　木下　大彰
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第７７４号
熊本市戸島西１丁目16番32―305号、開始決定時の住所熊本市戸島１丁目８番72号
破産者　岡村　静夫
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１９３号
熊本県天草市五和町御領12212番地
破産者　坂下マユミ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２号
栃木県足利市山川町935番地１
破産者　岡本　敬司
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１２０号
埼玉県熊谷市石原1502番地63　タウニイ石原102号室
破産者　梅澤　孝子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３３号
山梨県韮崎市本町２丁目６番11号、申立時の住所山梨県韮崎市穂坂町宮久保783番地107
破産者　滝澤　文子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2102番地３
破産者　杉田　純敏
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
静岡県御殿場市川島田721番地
破産者　奥山いづみ
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
滋賀県守山市播磨田町1075番地10、前住所滋賀県守山市勝部２丁目10番10号
破産者　山川酒店こと山川運送こと　山川大三郎
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部